

発議案第 1 1 号

核兵器禁止条約に調印・批准するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 6 月 2 5 日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、核兵器禁止条約に調印・批准するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

核兵器禁止条約に調印・批准するよう求める意見書

2017年7月に国際連合で採択された核兵器禁止条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際法、とりわけ国際人道法の原則に反するものであると規定している。今や、核兵器は「不道德」であるだけでなく、歴史上初めて国際的に「違法」とされたのである。

本条約は、核兵器やその他の核爆発装置の開発から実験、製造、生産、獲得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴をも許さないものとなっている。

さらには、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器の全廃への枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記し、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。これは、被爆者はもとより、人々が長年にわたり熱望してきた核兵器全廃につながる画期的な条約と言える。

条約が採択されて以降、世界各地において前向きな変化が生まれ始めており、2021年5月現在、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86の国・地域となり、そのうち54の国・地域が批准している。

しかし、アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、今も核兵器禁止条約に背を向け続けている。こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国として、核兵器全廃を求める日本の真剣な姿を世界に示すことが求められている。

よって、本市議会は国に対し、核兵器禁止条約に調印・批准するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月6日

八千代市議会

提出先

衆 議 院 議 長 様

参 議 院 議 長 様

内 閣 総 理 大 臣 様

外 務 大 臣 様